

特定都市河川浸水被害対策法について

令和6年2月8日

香川河川国道事務所

「特定都市河川浸水被害対策法」

⇒流域治水関連法※の中核をなす制度

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

- ▶「流域治水」を推進するには、河川管理者が「流域治水」の実効性を高め強力に推進するための法的枠組みである「**特定都市河川の指定**」を行い、流域一体となった浸水被害対策を定めた法定計画である「**流域水害対策計画**」に基づき、河川及び下水道の整備に加え、**国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による流域における貯留浸透対策や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等を推進していくことが重要**です。

特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

▶ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大



流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等



流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

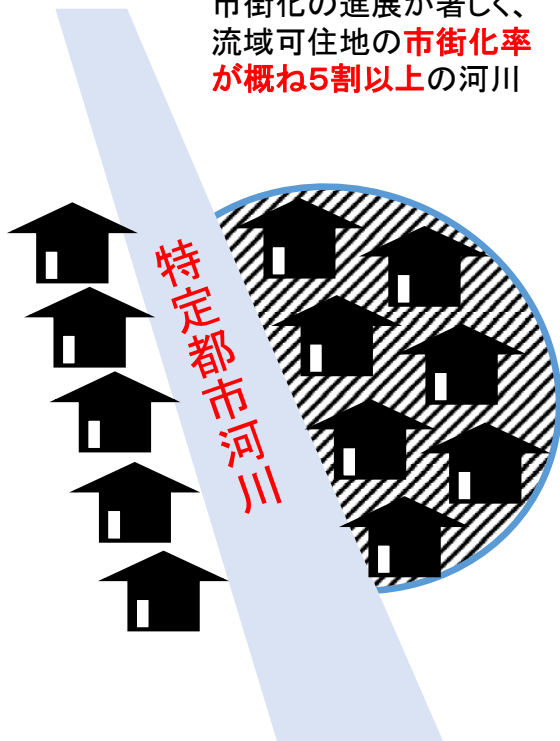


特定都市河川の指定要件

- 特定都市河川法の改正により、特定都市河川の指定要件(「①市街化の進展」)に、「②接続する河川の状況」または「③河川周辺の地形等の自然条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害防止が困難な河川を追加しました。

①市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域可住地の市街化率が概ね5割以上の河川

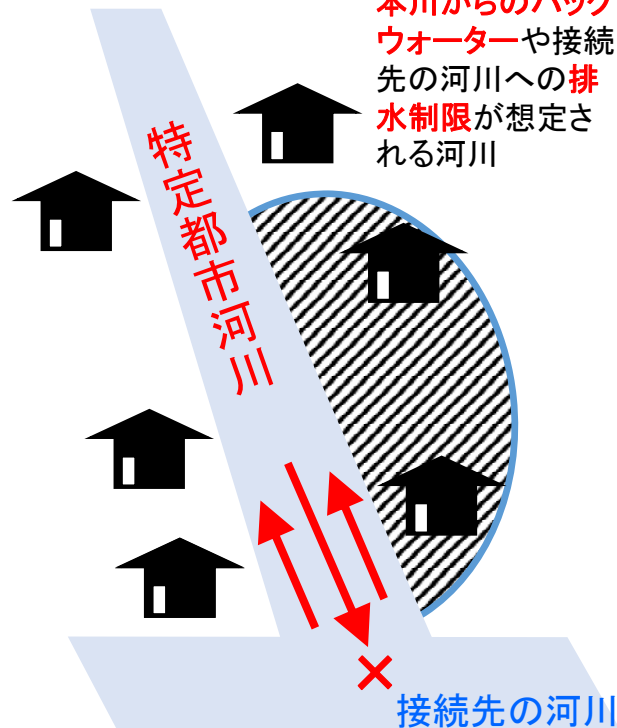


家屋連担等により河道拡幅が困難

追加

②接続する河川の状況

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

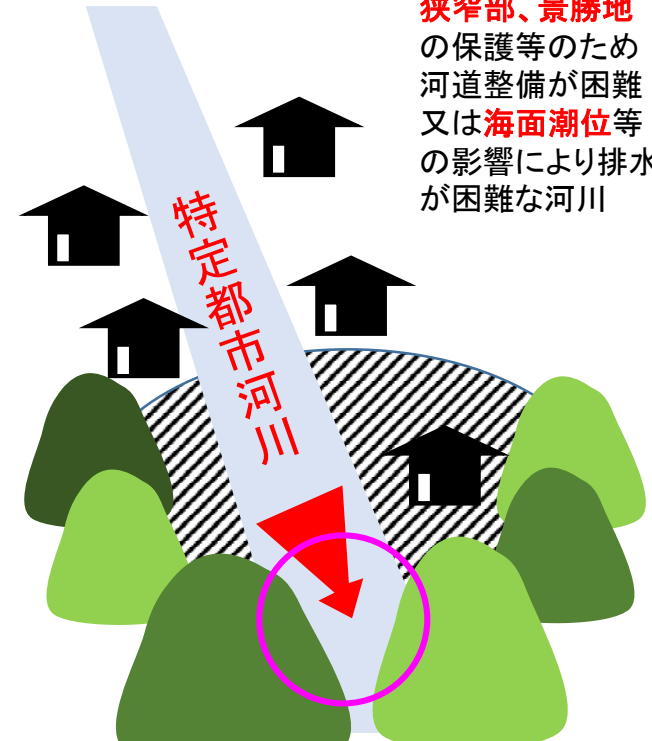


接続する河川の水位が高い際支川からの排水が困難

追加

③周辺地形その他の自然的条件

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

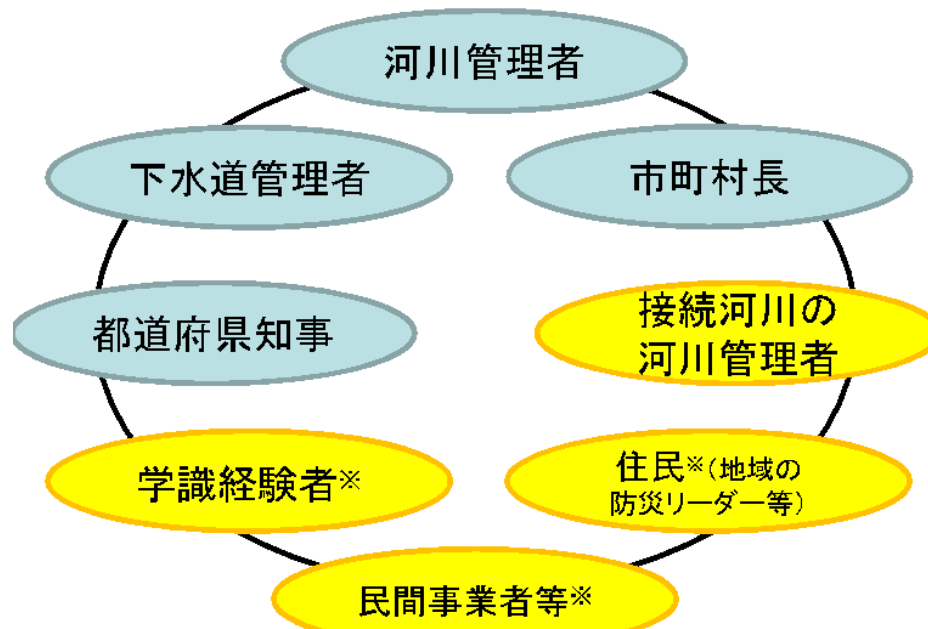


狭隘部により流下困難
その他地質、自然条件等

流域水害対策協議会の設置

- ▶ 特定都市河川を指定の後、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画の策定や計画実施の連絡調整を図ります。

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○ : 流域水害対策計画策定主体

※計画策定主体が必要と認める場合(任意)

(協議会設置)

国土交通大臣指定河川: 設置必須
都道府県知事指定河川: 設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

特定都市河川の義務

- 特定都市河川流域では、宅地等以外の土地で行う1,000㎡※以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、都道府県知事等の許可を受け、流出雨水量を増大させないようにするための対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。
- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付けるとともに、流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進させることで、流域の貯留浸透機能を効果的に向上させ、浸水被害の防止・軽減を図るものです。
※都道府県等の条例で500㎡以上1,000㎡未満とする範囲内で別に定めることができる。

- 指定権者：都道府県知事等
- 都市計画法上の**原則開発禁止**
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制とする**

- 指定権者：都道府県知事等
- 土地所有者の同意を得た上で**指定**
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定

雨水浸透阻害行為の許可

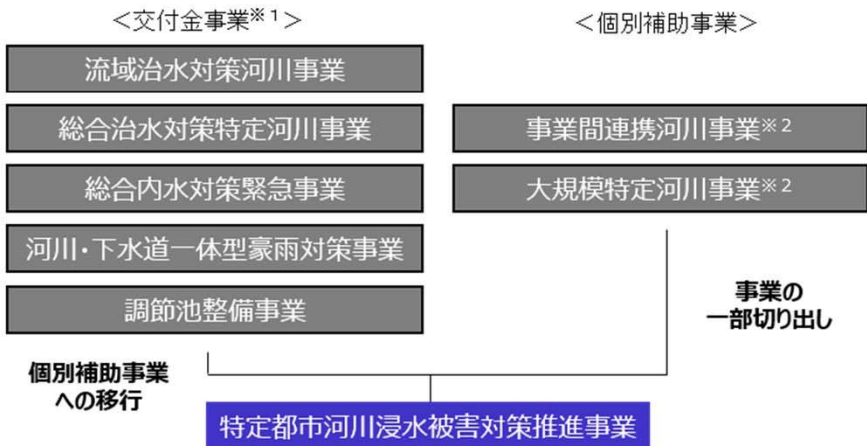
宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為の許可制
対象：公共・民間 1,000㎡以上
雨水貯留浸透施設の整備を義務付け

流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化

➤ 既存の事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国・都道府県・市町村・民間事業者等が実施するハード対策を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度の向上を図ります。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業) の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

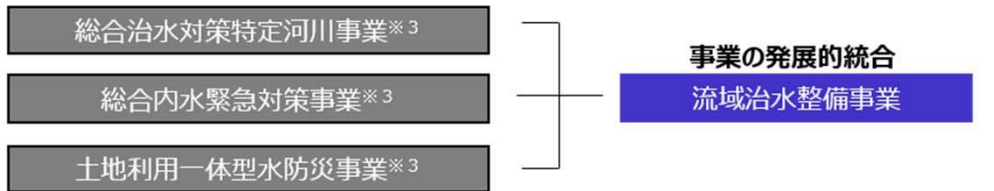


	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3 (通常) ⇒ <u>1/2 (個別補助事業)</u>

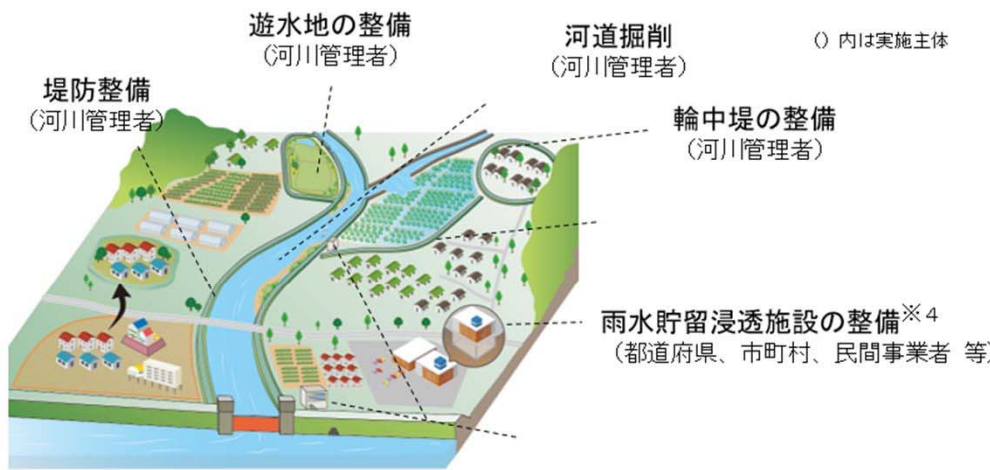
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業 (国直轄事業) の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)
 実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2
 その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税
 (課税標準を1/8~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

雨水貯留浸透施設の整備等の促進（雨水貯留浸透施設整備計画の認定等）

- ▶ 民間事業者が行う等による一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画認定制度が創設されました。地方公共団体や前述の認定を受けた民間事業者等は、流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を整備する場合、予算・税制等の支援を受けることができます。
- ▶ また、地方公共団体は、流域水害対策計画に基づき、特定都市河川流域内の普通財産である国有地において雨水貯留浸透施設を整備する場合、当該国有地の無償貸付又は譲与を受けることができます。

雨水貯留浸透施設の例

① 平時の利用(例: テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



< 交付金による支援 > (R3.4~)

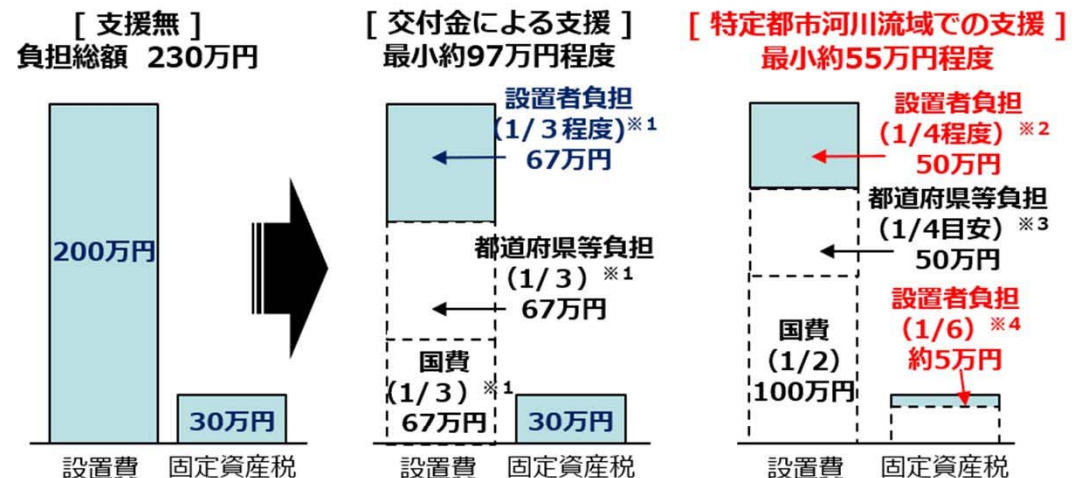
予算: 国の補助率: 1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

< 特定都市河川流域での支援 > (R3.11~)

予算: 国の補助率: 1/2

税制: 固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※に軽減

※1/3を参酌して、1/6~1/2の範囲

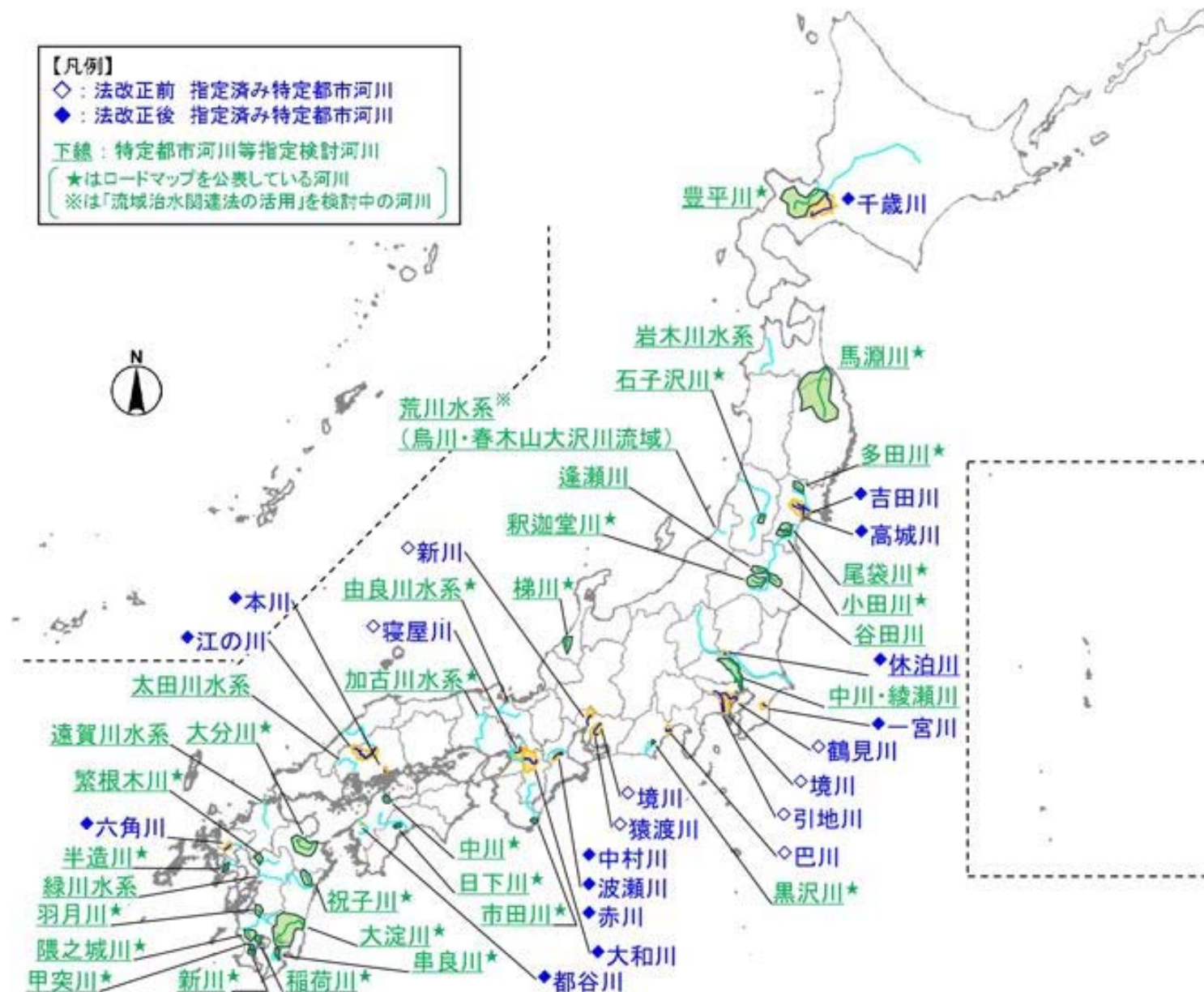


注) 試算上の金額は全て仮の金額です
また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

- ※1 国の補助金を最大限活用した場合（地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合）としています
- ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、**設置者負担は1/4程度**となります（一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません）
- ※3 ※2における都道府県等の**負担額の5割**について**特別交付税措置を講じる**こととしています
- ※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合（参酌標準：1/3）としています

特定都市河川の指定状況（令和5年12月19日時点）

▶ 特定都市河川は、全国で19水系256河川が指定されています。



特定都市河川の指定状況（令和5年12月19日時点）

➤ 特定都市河川は、全国で19水系256河川が指定されています。

特定都市河川の指定を検討している河川の情報

（令和5年12月19日時点）

No.	水系名	河川種別	代表河川名	予定指定河川数	流域都道府県	予定流域市町村数	指定者	特定都市河川指定予定時期	流域水害対策計画策定予定時期
1	石狩川	一級	とよひらがわ 豊平川	約30	北海道	約3	大臣	検討中	指定後速やかに策定
2	馬淵川	一級	まべちがわ 馬淵川	約9	岩手県	約2	知事	R7年度中	R8年度中
3	鳴瀬川	一級	ただがわ 多田川	約7	宮城県	3	大臣	検討中	指定後速やかに策定
4	阿武隈川	一級	おぶくろがわ 尾袋川	3	宮城県	5	知事	R5年度中	R6年度中
5	阿武隈川	一級	おだがわ 小田川	1	宮城県	3	知事	R5年度中	R6年度中
6	最上川	一級	いしこさわがわ 石子沢川	2	山形県	2	大臣	R5年度中	指定後速やかに策定
7	阿武隈川	一級	しゃかどうがわ 釈迦堂川	9	福島県	7	大臣	R5年度中	指定後速やかに策定
8	梯川	一級	かけはしがわ 梯川	13	石川県	3	大臣	R9年度まで	指定後速やかに策定
9	菊川	一級	くろさわがわ 黒沢川	1	静岡県	1	大臣	R6年度中	R7年度中
10	由良川	一級	検討中	検討中	京都府 兵庫県	検討中	検討中	R6年度中	R8年度中
11	加古川	一級	検討中	検討中	兵庫県	検討中	大臣	R8年度中	指定後速やかに策定
12	新宮川	一級	いちだか 市田川	約2	和歌山県	約1	大臣	検討中	検討中
13	中川	二級	なかがわ 中川	約2	愛媛県	1	知事	R7年度中	指定後速やかに策定
14	仁淀川	一級	くさかがわ 日下川	検討中	高知県	検討中	大臣	R9年度まで	指定後速やかに策定
15	本明川	一級	はんそうがわ 半造川	検討中	長崎県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
16	菊池川	一級	ほねぎがわ 繁根木川	検討中	熊本県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
17	大分川	一級	おおいたがわ 大分川	検討中	大分県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
18	五ヶ瀬川	一級	ほりりがわ 祝子川	検討中	宮崎県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
19	大淀川	一級	おおよどがわ 大淀川	検討中	宮崎県 鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
20	川内川	一級	はつきがわ 羽月川	検討中	宮崎県 鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
21	川内川	一級	くまのしょうがわ 隈之城川	検討中	鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
22	肝属川	一級	くしろがわ 串良川	検討中	鹿児島県	検討中	大臣	検討中	指定後速やかに策定
23	甲突川	二級	こうつきがわ 甲突川	検討中	鹿児島県	検討中	知事	検討中	指定後速やかに策定
24	新川	二級	しんかわ 新川	検討中	鹿児島県	検討中	知事	検討中	指定後速やかに策定
25	稲荷川	二級	いなりがわ 稲荷川	検討中	鹿児島県	検討中	知事	検討中	指定後速やかに策定

特定都市河川に指定された河川の情報

（令和5年12月19日時点）

No.	水系名	河川種別	代表河川名	指定河川数	流域都道府県	流域市町村数	指定者	特定都市河川指定年月日	流域水害対策計画策定年月日
1	鶴見川	一級	つるみがわ 鶴見川	11	東京都 神奈川県	4	大臣	H17.4.1	H19.3.14 今後更新予定
2	庄内川	一級	しんかわ 新川	6	愛知県	15	知事	H18.1.1	R3.12.21 今後更新予定
3	淀川	一級	なやがわ 寝屋川	30	大阪府	12	知事	H18.7.1	H26.8.5 今後更新予定
4	巴川	二級	ともえがわ 巴川	3	静岡県	1	知事	H21.4.1	R3.7.6 今後更新予定
5	境川	二級	さかいがわ 境川	2	愛知県	12	知事	H24.4.1	H30.10.5 今後更新予定
6	猿渡川	二級	さわたりがわ 猿渡川	1	愛知県	4	知事	H24.4.1	H30.10.5 今後更新予定
7	境川	二級	さかいがわ 境川	9	東京都 神奈川県	6	知事	H26.6.1	検討中
8	引地川	二級	ひしきがわ 引地川	2	神奈川県	6	知事	H26.6.1	H27.6.5 今後更新予定
9	大和川	一級	やまとがわ 大和川	18	奈良県	25	大臣	R3.12.24	R4.5.27
10	江の川	一級	こうがわ 江の川	43	広島県	4	大臣	R4.7.25	検討中
11	本川	二級	ほんかわ 本川	1	広島県	1	知事	R4.7.25	R5.3.31
12	六角川	一級	ろっかくがわ 六角川	33	佐賀県	2	大臣	R5.3.28	R6.3.27
13	雲出川	一級	なむらがわ 中村川	7	三重県	2	大臣	R5.3.31	R6.3.27
		一級	はせがわ 波瀬川	1	三重県	2	大臣	R5.3.31	R6.3.27
		一級	あかがわ 赤川	1	三重県	2	知事	R5.3.31	R6.3.27
14	肱川	一級	とやがわ 都谷川	3	愛媛県	1	知事	R5.4.1	R5.12.19
15	鳴瀬川	一級	よしだがわ 吉田川	26	宮城県	10	大臣	R5.7.18	R6年度中予定
16	高城川	二級	たかぎわ 高城川	10	宮城県	6	知事	R5.7.18	R6年度中予定
17	石狩川	一級	ちとせがわ 千歳川	35	北海道	6	大臣	R5.8.31	R6.3.27
18	一宮川	二級	いちのみやがわ 一宮川	11	千葉県	6	知事	R5.10.1	R6年度中
19	利根川	一級	きゅうはくがわ 休泊川	3	群馬県	3	知事	R5.12.15	検討中

※ 上表は当面5年間（R5年度～R9年度）での特定都市河川指定を検討する河川を記載しています。
 ※ 特定都市河川指定の予定や、河川数、市町村数、指定年月等の各項目は、関係機関との調整等により変更することがあります。

※ 流域水害対策計画において予定と記載された時期は、関係機関との調整等により変更となることがあります。

「特定都市河川ポータルサイト」の開設

- 国土交通省では、ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進しています。
- 今般、特定都市河川浸水被害対策法に関する各制度の活用等を促進するため、同法に係る各種情報を一元的に集約した「特定都市河川ポータルサイト」を開設しましたのでお知らせします。
- 「特定都市河川ポータルサイト」は今後もコンテンツを拡充していく予定です。特定都市河川制度活用による「流域治水」の取り組みの推進にあたりご活用下さい。

「特定都市河川ポータルサイト」

(URL)

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>

「特定都市河川ポータルサイト」の開設

＜特定都市河川ポータルサイト＞で掲載する主な情報＞

①調整池容量計算システムVer2.0

既存の調整池容量計算システムやユーザーズマニュアルを改善しました。

これにより、煩雑な計算過程の省力化や、データ入力の簡略化、各種申請の補助を可能とする改善を行いました。

なお、改善した本システムの計算結果は、従来のシステムによる計算結果と変わるものではありません。

②雨水浸透阻害行為の許可等に係る技術指針等

地方公共団体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等の関連情報を掲載しました。

特定都市河川制度活用を検討する地方公共団体等の参考としてご活用頂けます。

③特定都市河川制度の相談窓口

各地方整備局等に特定都市河川制度活用に関する相談窓口を設置しました。

地方公共団体等に応じた制度活用等を支援していきます。

<土器川における流域治水の推進に向けて>

- 「流域治水」の実効性を高めるため、特定都市河川の指定に向けた取り組みが推進されています。
- 特定都市河川法の改正以降、補助制度や国有財産の活用制度、民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度など、予算・税制に係る様々な支援制度が創設されました。
- 「流域治水」は、流域治水施策集の実施主体をご参考に、住民を含め、土器川流域全員で取り組んでいくことが重要です。
- 「流域治水」の推進に向け、全国の状況や施策内容など共有しつつ、当該制度の推進に向けて、「流域治水」に関する理解と関係機関と調整を図っていくとともに、今後の土器川流域における特定都市河川の指定に向けて、検討を進めていく予定です。